

令和6年10月1日

測量業務共通特記仕様書

- 1 本件は、契約図書（契約書、設計図書、測量業務標準仕様書等）をはじめ、業務の施行に関する法令及び緑政土木局が定める規定（工事共通構造図）並びに業務の施行に関する公的基準に従い施行すること。
- 2 設計書・設計図及び特記仕様書に記載された事項は、測量業務標準仕様書に優先するものとする。

特記事項

- 1 緑政土木局における情報取扱注意項目に基づき、機密情報取扱業務の一部を第三者へ委託する場合は、再委託申請書を提出し承諾書の交付を受けるものとする。
- 2 前払金については、名古屋市公共工事の前金払取扱要綱によるものとする。
 - (1) 前払金は、前払金請求書に保証証書を添えて、請求することができる。
 - (2) 前払金として請求できる金額は契約金額の3割以内とする。